

各 

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

 殿

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長  
(公印省略)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」について（通知）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成 30 年政令第 54 号）については、本日付で公布されたところである。（別紙）

この政令の主な内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係者、関係団体等に対して周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないよう御配意願いたい。

## 記

### 1 政令の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号）の施行に伴い、関係政令の整備を行うとともに必要な経過措置を定めるもの。

### 2 主な内容

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）の一部改正

#### （1）指定事務受託法人関係

- ① 指定事務受託法人の指定は、市町村等事務を行う事務所ごとに行うものとしたこと。
- ② 都道府県知事は、申請者が自立支援給付対象サービス等を提供している場合等には、指定事務受託法人の指定をしてはならないものとしたこと。
- ③ 指定事務受託法人は、厚生労働省令で定める市町村等事務の運営に関する基準に従い、市町村等事務を行わなければならないものとしたこと。
- ④ 指定事務受託法人は、当該指定に係る市町村等事務受託事務所の名称及び所在地等を変更しようとするとき、又は当該市町村等事務を廃止し、休止し、若しくは再開しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け出るものとする。当該届出があったときは、都道府県知事は、その旨を、指定事務受託法人に事務を委託している市町村長に通知しなければならないこととしたこと。

- ⑤ 都道府県知事は、必要な限度で、指定事務受託法人に対し、報告を求めることができるものとしたこと。
- ⑥ 都道府県知事は、指定事務受託法人が適正な市町村等事務の運営をすることができなくなったとき等は、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものとしたこと。なお、市町村は、市町村等事務を委託した指定事務受託法人について、指定の取消事由に該当すると認めるときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならないこととしたこと。
- ⑦ 都道府県知事は、以下に掲げる場合には、その旨を公示しなければならないこととしたこと。
  - (a) 指定事務受託法人の指定をしたとき
  - (b) 指定事務受託法人から、市町村等事務の廃止、休止又は再開に関する届出があったとき。
  - (c) 指定事務受託法人の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。
- ⑧ 市町村又は都道府県は、指定事務受託法人への事務の委託の全部又は一部を解除したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならないこととしたこと。

## (2) 高額障害福祉サービス等給付費の支給対象拡大関係

- ① 介護給付等対象サービスに相当するものとして政令で定めるものは、居宅介護、重度訪問介護、生活介護及び短期入所としたこと。
- ② 障害福祉サービスに相当するものとして政令で定めるものは、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する訪問介護通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護及び小規模多機能型居宅介護並びにこれらに相当するサービスとしたこと。
- ③ 当該障害者の所得の状況及び障害の程度その他の事情を勘案して政令で定めるものは、次に掲げる全ての要件を満たすものとしたこと。
  - (a) 65歳に達する日前5年間（入院その他やむを得ない事由により介護相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたこと。
  - (b) 65歳に達する日の前日の属する年度において市町村税非課税世帯であったこと又は65歳に達する日の前日の属する月において被保護者若しくは要保護者であって厚生労働省令で定めるものに該当していたこと。
  - (c) 65歳に達する日の前日において障害の程度が厚生労働省令で定める区分に該当していたこと。
  - (d) 65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと。
- ④ 高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算予防介護サービス費を自立支援給付との併給調整の対象としたこと。
- ⑤ その他高額障害福祉サービス等給付費の支給に係る所要の規定を整備したこと。

## (3) 補装具費の支給対象の拡大関係

補装具の「購入又は修理」を「購入、借受け又は修理」に改めるとともに、所要の改正を行ったこと。

## 二 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）の一部改正

### (1) 指定事務受託法人関係

- 2の一の(1)と同様に、指定事務受託法人に係る規定を整備したこと。
- (2) 補装具費の支給対象の拡大関係  
2の一の(3)と同様に、補装具費の支給対象の拡大に伴い、所要の規定を整備したこと。
- (3) 大都市特例関係  
都道府県が処理することとされている事務として追加された情報公表対象支援に関する報告の受理等に関する事務を、児童相談所設置市が行うこととしたこと。

### 三 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の一部改正

都道府県が処理することとされている事務として追加された情報公表対象サービス等に関する情報の報告の受理等に関する事務を指定都市、中核市（指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設等に係るものを除く。）が行うこととしたこと。

### 四 経過措置

- (1) 就労定着支援若しくは自立生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者及び居宅訪問型児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者については、従業者等についての基準を定める都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準を、当該都道府県の条例で定められた基準とみなすものとしたこと。
- (2) その他所要の経過措置を設けたこと。

### 五 その他所要の規定の整備を行うこととしたこと。

## 3 施行期日

平成30年4月1日

## 4 留意事項

2の一の(2)に関して、今般の高額障害福祉サービス等給付費の支給対象拡大に伴い、当該給付費の対象者要件を満たすこととなった者においても従来どおり一律に介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこと。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年三月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

#### 政令第五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十五号）の施行に伴い、並びに同法附則第十一条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条―第十六条）

第二章 経過措置（第十七条―第十九条）

附則

#### 第一章 関係政令の整備

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正）

**第一条** 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三条」を「第三条の七」に改める。

第一条の二中「第五条第二十二項」を「第五条第二十四項」に改める。

第二条の表中「高額医療合算介護サービス費の支給を除く。」及び「高額医療合算介護予防サービス費の支給を除く。」を削る。

第二章第一節第三条の次に次の六条を加える。

（指定事務受託法人）

**第三条の二** 法第十一条の二第一項の指定は、同項各号に掲げる事務（以下「市町村等事務」という。）を行う事務所に行う。

2 法第十一条の二第二項の指定を受けようとする者は、当該指定に係る市町村等事務を行う事務所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める事項を記載した申請書に、厚生労働省令で定める書類を添付して、これを当該事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次のいずれかに該当するときは、法第十条の二第一項の指定をしてはならない。

一 申請者が、次条に規定する市町村等事務の運営に関する基準に従って適正な市町村等事務の運営をすることができないと認められるとき。

二 申請者が、自立支援給付対象サービス等（法第十条第一項に規定する自立支援給付対象サービス等）をいう。第六号及び第三条の六第一項第八号において同じ。）を提供しているとき。

三 申請者が、法及び第二十二條第一項各号又は第二項各号（第十号を除く。）に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 申請者が、第三条の六第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。

五 申請者が、第三条の六第一項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしなことを決定する日までの間に第三条の四第一項の規定による市町村等事務の廃止の届出をした者（当該市町村等事務の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、指定の申請前五年以上に自立支援給付対象サービス等又は市町村等事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

七 申請者の役員等（法第三十六条第三項第六号に規定する役員等をいう。八及び二並びに第三条の六第一項第八号において同じ。）のうち次に次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第三号又は前号に該当する者

ハ 第三条の六第一項の規定により指定を取り消された法人において、その取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

ニ 第五号に規定する期間内に第三条の四第一項の規定による市町村等事務の廃止の届出をした法人（当該市町村等事務の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であった者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

**（市町村等事務の運営に関する基準）**

第三条の三 法第十一条の二第一項に規定する指定事務受託法人（以下「指定事務受託法人」という。）は、厚生労働省令で定める市町村等事務の運営に関する基準に従い、市町村等事務を行わなければならない。

（指定事務受託法人の名称等の届出等）

第三条の四 指定事務受託法人は、当該指定に係る市町村等事務を行う事務所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は当該市町村等事務を廃止し、休止し、若しくは再開しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を、指定事務受託法人に事務を委託している市町村長に通知しなければならない。

（指定事務受託法人による報告）

第三条の五 都道府県知事は、市町村等事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定事務受託法人に対し、報告を求めることができる。

（指定事務受託法人の指定の取消し等）

第三条の六 都道府県知事は、指定事務受託法人が次のいずれかに該当する場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定事務受託法人が、法第十一条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める要件に該当しなくなったとき。

二 指定事務受託法人が、第三条の三に規定する市町村等事務の運営に関する基準に従って適正な市町村等事務の運営をすることができなくなったとき。

三 指定事務受託法人が、第三条の二第三項第二号、第三号又は第七号のいずれかに該当するに至ったとき。

四 指定事務受託法人が、前条の規定により報告を求められて報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 指定事務受託法人が、不正の手段により法第十一条の二第一項の指定を受けたことが判明したとき。

六 指定事務受託法人が、法及び第二十六条第一項各号若しくは第二項各号（第三号を除く。）に掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分若しくは違反したとき。

七 指定事務受託法人が、市町村等事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

八 指定事務受託法人の役員等のうちに、その指定の取消し又はその指定の全部若しくは一部の効力の停止しようとするとき前五年以上に自立支援給付対象サービス等又は市町村等事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

2 市町村は、市町村等事務を委託した指定事務受託法人について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

（指定事務受託法人の指定等の公示）

第三条の七 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 法第十一条の二第一項の指定をしたとき。

二 第三条の四第一項の規定による届出（同項の厚生労働省令で定める事項の変更に係るものを除く。）があったとき。

三 前条第一項の規定により法第十一条の二第一項の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

2 市町村又は都道府県は、法第十一条の二第一項の規定による委託の全部又は一部を解除したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第十四条中「第五条第二十一項」を「第五条第二十三項」に改める。

第十七条第四号中「及び第四十三号の三第二号」を「第三十三号の三第二号、第四十三号の四第五項第二号及び第四十三号の五第六項」に改める。

第二十四条の表第三十六号第三項の項中「第三十六号第三項」の下に「及び第五項」を加え、「特定障害福祉サービスに係るものに限る。」を削り、同表第三十六号第三項第十一号の項を削る。

第二十四条の四の表第三十八号第三項において準用する第三十六号第三項第十一号の項を削る。

第二十五条第一項の表第三十六号第三項第十一号の項及び同条第二項の表第三十八号第三項において準用する第三十六号第三項第十一号の項を削る。

第二十六条の六中「第五条第二十一項」を「第五条第二十三項」に改める。

第二十六条の十五第一項の表及び同条第二項の表中

の申請	を	障害福祉サービス	相談支援
		指定の申請	指定の更新
		障害福祉サービス	相談支援
			に改める。

第三十七条の表第三十六号第三項第六号の項中「又は第五十一号の二十九第一項若しくは第二項」を「、第五十一号の二十九第一項若しくは第二項又は第七十六号の三第六項」に改め、「以下この号において同じ」を削り、同表第三十六号第三項第八号の項中「又は第五十一号の二十九第一項若しくは第二項」を「、第五十一号の二十九第一項若しくは第二項又は第七十六号の三第六項」に改める。

第四十三条の二第二項中「、補装具の購入又は修理」を「、補装具の購入等（同項本文に規定する購入等をいう。以下この項、次条第二号及び第四十三号の五第一項において同じ。）に（補装具の購入又は修理）を（補装具の購入等）に改める。

第四十三号の二第二号中「購入又は修理」及び「購入若しくは修理」を「購入等」に改める。

第四十三号の四第二項中「高額介護サービス費」の下に「並びに同法第五十一条の規定する高額医療合算介護サービス費」を、「高額介護サービス費」の下に「並びに同法第六十一条の二に規定する高額医療合算介護サービス費」を、「次条第一項第三号」の下に「及び第七項」を加え、同条に次の三項を加える。

3 法第七十六条の第二項第二号に規定する介護給付等対象サービスに相当する障害福祉サービスとして政令で定めるものは、居宅介護、重度訪問介護、生活介護及び短期入所（第五項第一号において「介護保険相当障害福祉サービス」という。）とする。

4 法第七十六条の第二項第二号に規定する障害福祉サービスに相当する介護給付費等対象サービスとして政令で定めるものは、介護保険法第八十二条に規定する訪問介護、同条第七項に規定する通所介護、同条第九項に規定する短期入所生活介護、同条第十七項に規定する地域密着型通所介護及び同条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護並びにこれらに相当するサービス（次条第六項において「障害福祉相当介護保険サービス」という。）とする。

5 法第七十六条の第二項第二号に規定する当該障害者の所得の状況及び障害の程度その他の事情を勘案して政令で定める障害者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

一 六十五歳に達する日前五年間（入院その他やむを得ない事由により介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたこと。

二 障害者及び当該障害者と同じの世帯に属するその配偶者が、当該障害者が六十五歳に達する日の前日の属する年度（当該障害者が六十五歳に達する日の前日の属する月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）であつたこと又は障害者及び当該障害者と同じの世帯に属するその配偶者が、当該障害者が六十五歳に達する日の前日の属する月において被保護者若しくは要保護者であつて厚生労働省令で定めるものに該当していたこと。

三 六十五歳に達する日の前日において障害の程度が厚生労働省令で定めるものに該当していたこと。

四 六十五歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていなかったこと。

第四十三条の五第一項中「高額障害福祉サービス等給付費は」の下に「支給決定障害者等（前条第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者を除く。以下この条において同じ。）については」を加え、「並びに購入又は修理」を「並びに購入等」に改め、同項第二号中「購入又は修理」を「購入等」に改め、同項第三号中「及び高額介護予防サービス費」を「高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費」に改め、同項第四号及び同条第三項中「第六条の二の第二八項」を「第六条の二の第二九項」に改め、同項第一号中「障害児保護者按分率」を「障害児保護者按分率」に改め、同項第二号中「支給決定障害者等按分率」を「支給決定障害者等按分率」に改め、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 高額障害福祉サービス等給付費は、支給決定障害者（前条第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者に限る。）及び法第七十六条の第二項第二号に掲げる障害者（以下この項及び次項において「特定給付対象者」という。）については、当該特定給付対象者及び当該特定給付対象者と同じの世帯に属するその配偶者が障害福祉相当介護保険サービスのあつた月の属する年度（障害福祉相当介護保険サービスのあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合又は当該特定給付対象者及び当該特定給付対象者と同じの世帯に属するその配偶者が障害福祉相当介護保険サービスのあつた月において被保護者若しくは要保護者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合に支給するものとし、その額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 当該特定給付対象者が同一の月に受けた障害福祉相当介護保険サービスに係る介護保険法第五十一条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（次号イにおいて「居宅介護サービス費等」という。）の合計額に九十分の百（同法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同法第五十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額（次項において「障害福祉相当介護保険サービス費用」という。）

二 イ及びロに掲げる額の合計額

イ 当該特定給付対象者が同一の月に受けた障害福祉相当介護保険サービスにつき支給された居宅介護サービス費用等

ロ 当該特定給付対象者に対して支給された高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費用の合計額に障害福祉相当按分率を乗じて得た額

7 前項第二号ロの「障害福祉相当按分率」とは、特定給付対象者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る介護サービス費用等（高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費を除く。）の合計額に九十分の百（介護保険法第四十九条の二又は第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同法第五十条第一項又は第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第五十条第二項又は第六十条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額をもって障害福祉相当介護保険サービス費用を除して得た率をいう。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第二条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五条」を「第四十四条の八」に改める。

第二十四条中「第六条の二の第二八項」を「第六条の二の第二九項」に改め、同条第五号中「第五条第二十一項」を「第五条第二十三項」に改める。

第二十五条の五第一項各号列記以外の部分中「購入又は修理」を「購入、借受け又は修理（第四号及び第二十七条の四第一項において「購入等」という。）」に、第五号第二十三項を「第五号第二十五項」に改め、同項第四号中「購入又は修理」を「購入等」に改め、同項第五号中「及び同法第六十一条に規定する高額介護予防サービス費」を「同法第五十一条に規定する高額医療合算介護サービス費、同法第六十一条に規定する高額介護予防サービス費及び同法第六十一条の二に規定する高額医療合算介護予防サービス費」に改める。

第二十五条の七第一項中「第二十一条の五の第十五第二項第五号」を「第二十一条の五の第十五第三項第五号」に、「第二十四条の九第二項」を「第二十一条の五の第十九第二項、第二十四条の九第三項」に改め、「第二十四条の十第四項」の下に「及び第二十四条の十三第二項」を加え、同条第二項中「第二十一条の五の十五第二項第五号」を「第二十一条の五の十五第三項第五号」に改め、「第二十一条の五の十六第四項」の下に「及び第二十一条の五の十九第二項」を加える。

第二十五条の八中「第二十一条の五の十五第二項第五号の二」を「第二十一条の五の十五第三項第五号の二」に、「第二十四条の九第二項」を「第二十一条の五の十九第二項、第二十四条の九第三項」に改め、「第二十四条の十第四項」の下に「及び第二十四条の十三第二項」を加える。

第二十五条の九中「第二十一条の五の十五第二項第六号」を「第二十一条の五の十五第三項第六号」に改め、「第二十一条の五の十六第四項」の下に「及び第二十一条の五の十九第二項」を加える。



第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項第九号	第二十一条の五の二十三第三項	第二十四条の十七
第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項第十号	第二十一条の五の二十三第一項	第二十四条の十五第一項
第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項第十一号	第二十一条の五の十九第四項	第二十四条の十四
第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項第十二号	障害児通所支援	障害児入所支援

第二十七条の十六中「第二十四条の二十八第二項」の下に「(法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。)」を加え、「第二十一条の五の十五第二項第六号」を「第二十一条の五の十五第三項第六号」に改める。

第二十七条の十七の表第二十四条の二十八第一項の項中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改め、同表第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項の項中「第二十一条の五の十五第二項」を「第二十一条の五の十五第三項」に、「前項」を「第一項の申請」に改め、「第二十四条の二十八第二項」において準用する第二十一条の五の十五第二項の項中「第二十一条の五の十五第二項」を「第二十一条の五の十五第三項」に、「第二十一条の五の二十三第一項」を「第二十一条の五の二十三第一項又は」に、「第二十四条の三十六」を「第二十四条の三十六又は」に改め、同表第二十四条の二十八第二項の項中「第二十一条の五の十五第二項第七号」を「第二十一条の五の十五第三項第七号」に改め、同表第二十一条の五の十五第二項第九号の項中「第二十一条の五の十五第三項第九号」を「第二十一条の五の十五第三項第九号」に、「第二十一条の五の十九第二項」を「第二十一条の五の十九第四項」に改め、同表第二十一条の五の十五第二項第十号の項中「第二十一条の五の十五第二項第十号」を「第二十一条の五の十五第三項第十号」に、「第二十一条の五の十九第二項」を「第二十一条の五の十九第四項」に改め、同表第二十一条の五の十五第二項第十二号の項中「第二十一条の五の十五第三項第十二号」を「第二十一条の五の十五第三項第十三号」に改める。

第二十七条の十七の表第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第十三号の項中「第二十一条の五の十五第二項第十三号」を「第二十一条の五の十五第三項第十三号」に改める。

第七章中第四十五条の前に次の六条を加える。

**第四十四条の八** 法第五十七条の三の四第一項の指定は、同項各号に掲げる事務（以下「市町村等事務」という。）を行う事務所ごとに行う。

法第五十七条の三の四第一項の指定を受けようとする者は、当該指定に係る市町村等事務を行う事務所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める事項を記載した申請書に、厚生労働省令で定める書類を添付して、これを当該事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次のいずれかに該当するときは、法第五十七条の三の四第一項の指定をしてはならない。

- 一 申請者が、次条に規定する市町村等事務の運営に関する基準に従つて適正な市町村等事務の運営をすることができないと認められるとき。
- 二 申請者が、障害児通所支援又は障害児相談支援を提供しているとき。
- 三 申請者が、法及び第二十五条の七第一項各号又は第二項各号（第三号を除く。）に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 四 申請者が、第四十四条の十二第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。



五 申請者が、第四十四条の十二第一項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までとの間に第四十四条の十第一項の規定による市町村等事務の廃止の届出をした者（当該市町村等事務の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、指定の申請前五年以内に障害児通所支援若しくは障害児相談支援又は市町村等事務に關し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

七 申請者の役員等（法第二十一条の五の十五第三項第六号に規定する役員等をいう。八及び二並びに第四十四条の十二第一項第八号において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第二号又は前号に該当する者

ハ 第四十四条の十二第一項の規定により指定を取り消された法人において、その取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

ニ 第五号に規定する期間内に第四十四条の十第一項の規定による市町村等事務の廃止の届出をした法人（当該市町村等事務の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であつた者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

第四十四条の九 法第五十七条の三の四第一項に規定する指定事務受託法人（以下「指定事務受託法人」という。）は、厚生労働省令で定める市町村等事務の運営に關する基準に従ひ、市町村等事務を行わなければならない。

第四十四条の十 指定事務受託法人は、当該指定に係る市町村等事務を行う事務所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は当該市町村等事務を廃止し、休止し、若しくは再開しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を、指定事務受託法人に事務を委託している市町村長に通知しなければならない。

第四十四条の十一 都道府県知事は、市町村等事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定事務受託法人に対し、報告を求めることができる。

第四十四条の十二 都道府県知事は、指定事務受託法人が次のいずれかに該当する場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定事務受託法人が、法第五十七条の三の四第一項に規定する厚生労働省令で定める要件に該当しなくなつたとき。

二 指定事務受託法人が、第四十四条の九に規定する市町村等事務の運営に關する基準に従つて適正な市町村等事務の運営をすることができなくなつたとき。

三 指定事務受託法人が、第四十四条の八第二項第二号、第三号又は第七号のいずれかに該当するに至つたとき。

四 指定事務受託法人が、前条の規定により報告を求められて報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 指定事務受託法人が、不正の手段により法第五十七条の三の四第一項の指定を受けたことが判明したとき。

六 指定事務受託法人が、法及び第二十五条の十二第一項各号若しくは第二項各号（第三号を除く。）に掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

七 指定事務受託法人が、市町村等事務に關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

八 指定事務受託法人の役員等のうちに、その指定の取消し又はその指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害児通所支援若しくは障害児相談支援又は市町村等事務に關し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

市町村は、市町村等事務を委託した指定事務受託法人について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

第四十四条の十三 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 法第五十七条の三の四第一項の指定をしたとき。

二 第四十四条の十第一項の規定による届出（同項の厚生労働省令で定める事項の変更に係るものを除く。）があつたとき。

三 前条第一項の規定により法第五十七条の三の四第一項の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

市町村又は都道府県は、法第五十七条の三の四第一項の規定による委託の全部又は一部を解除したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第四十五条の三第一項中「係る質問等」の下に、「法第三十三条の十八第五項及び第七項の規定による市町村長に対する通知、法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画に係る同条第十一項及び第十二項の規定による意見等、法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画に係る同条並びに法第三十三条の二十三及び第三十三条の二十四第一項の規定による作成等」を、「第五十七条の三の三の規定による質問等」の下に、「法第五十七条の三の四第一項及び第四項の規定並びに第四十四条の八及び第四十四条の十から第四十四条の十三までの規定による指定事務受託法人の指定等」を加え、同条第八項中「児童相談所長」との下に、「法第二十一条の五の十五第一項（法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）中「ことを行う」とあるのは「ことを行う。この場合において、第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下第五十六条の八第三項までにおいて「児童相談所設置市」という。）の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害児通所支援に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」とを加え、同条第九項（法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）中「行う」とあるのは「行う。この場合において、児童相談所設置市の市長は、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」とを加える。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第六十七條の二第六項第三号中「同条第二十五項」を「同条第二十七項」に改める。

第七十四條の二第六項第一項中「係る質問等」の下に、「同法第三十三条の十八第五項及び第七項の規定による市町村長に対する通知、同法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画（第七十四條の四十九の二第一項第十九号において「市町村障害児福祉計画」という。）に係る同法第三十三条の二十三及び第三十三条の二十四第一項の規定による作成等、同法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画（第七十四條の四十九の二第一項第十九号において「都道府県障害児福祉計画」という。）に係る同法第三十三条の二十三及び第三十三条の二十四第一項の規定による作成等」を、「第五十七條の三の三の規定による質問等」の下に、「同法第五十七條の三の四第一項及び第四項並びに同法第四十四条の八及び第四十四条の十から第四十四条の十三までの規定による指定事務受託法人（同法第五十七條の三の四第一項に規定する指定事務受託法人をいう。第七十四條の四十九の二第一項第三十四号において同じ。）の指定等」を加え、同条第七項中「児童相談所長」との下に、「同法第二十一条の五の十五第一項（同法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）中「ことを行う」とあるのは「ことを行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害児通所支援に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」とを、「区域」との下に、「同法第二十四条の九第一項（同法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）中「行う」とあるのは「行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」とを加える。

第七百七十四条の三十二第二項中「並びに第四節」を、「第四節並びに第七節」に改め、「平成十八年政令第十号」の下に「第四十条」を、「事務」の下に「同法第十一一条の二第一項及び第四項の規定による同条第一項に規定する指定事務受託法人の指定等」を、「必要な援助」の下に「同法第七十六条の三第五項及び第七項の規定による市町村長に対する通知」を加え、「以下の条」を「第四項及び第七百七十四条の四十九の十二第一項」に改め、同条第三項中「指定を」を「当該指定を」に改める。

第七百七十四条の四十九の二第二項第十四号中「及び第五十七条の二から第五十七条の四まで」を「第五十七條の二から第五十七條の三の三まで及び第五十七條の四」に改め、同項中第三十四号を第三十七号とし、第三十三号を第三十六号とし、第三十二号を第三十五号とし、第三十一号を第三十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四 児童福祉法第五十七条の三の四第一項及び第四項並びに児童福祉法施行令第四十四条の八及び第四十四条の十から第四十四条の十三までの規定による指定事務受託法人の指定等に関する事務

第七百七十四条の四十九の二第二項中第三十号を第三十二号とし、第十八号から第二十九号までを二号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の二号を加える。

十八 児童福祉法第三十三条の十八の規定による同条第一項に規定する指定障害児相談支援の事業に係るもの（同法第三十三条の十八第五項及び第七項の規定による市町村長に対する通知を除く。）を除く。に関する事務

十九 市町村障害児福祉計画に係る児童福祉法第三十三条の二十第十一項及び第十二項の規定による意見等並びに都道府県障害児福祉計画に係る同法第三十三条の二十二、第三十三条の二十三及び第三十三条の二十四第一項の規定による作成等に関する事務

第七百七十四条の四十九の二第二項中「同法第四十五条第一項」を、「同法第三十三条の十八第一項中「指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者並びに指定障害児入所施設等の設置者」とあるのは「指定障害児相談支援事業者」と、「指定通所支援、指定障害児相談支援又は指定入所支援」とあるのは「指定障害児相談支援」と、同法第四十五条第一項」に改める。

第七百七十四条の四十九の二第二項中「並びに第四節」を、「第四節並びに第七節」に改め、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」の下に「第四十条」を加え、「同法第五十五条第一項に規定する」を削り、同条第二項中「指定を」を「当該指定を」に改める。

（身体障害者福祉法施行令及び知的障害者福祉法施行令の一部改正）  
 第四條 次に掲げる政令の規定中「第五十五条第十五項」を「第五十五条第十七項」に改める。  
 一 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第二十一条  
 二 知的障害者福祉法施行令（昭和三十三年政令第七十三号）第四条

（公職選挙法施行令及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正）  
 第五條 次に掲げる政令の規定中「同条第二十六項」を「同条第二十八項」に改める。  
 一 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十条第一項及び第六十五条の十三第三項の表第五十条第一項の項

二 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十五号）第六十四条第一項及び第六百三条第一項の表第六十四条第一項の項  
 （地方公営企業法施行令の一部改正）

第六條 地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三十三号）の一部を次のように改正する。  
 第二十一条の十四第一項第三号中「同条第二十五項」を「同条第二十七項」に改める。

（都市公園法施行令の一部改正）  
 第七條 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。  
 第十二条第三項第一号中「同条第五項」の下に「規定する居室訪問型児童発達支援又は同条第六項」を加え、同項第四号中「同条第二十五項」を「同条第二十七項」に改める。

（国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正）  
 第八條 国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。  
 第三十四条第一項第三号中「第五条第二十三項」を「第五条第二十五項」に改め、「売渡し」の下に「貸付け」を加える。

（消防法施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正）  
 第九條 次に掲げる政令の規定中「同条第十五項」を「同条第十七項」に改める。  
 一 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）別表第一(六)項口(5)  
 二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十一号）第三条第一項  
 （社会福祉法施行令の一部改正）

第十條 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。  
 第一条第三号中「第五条第二十五項」を「第五条第二十七項」に改める。  
 （活動火山対策特別措置法施行令等の一部改正）

第十一條 次に掲げる政令の規定中「同条第二十五項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十八項」に改める。  
 一 活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）第一条第二項第六号  
 二 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第四条第十四号  
 三 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条第十四号

四 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第三条第十四号  
 （中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第十二條 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。  
 第二十二條第二十二号中「及び第四十三條の三」を、「第四十三條の三、第四十三條の四第五項及び第四十三條の五第六項」に改める。

（沖繩振興特別措置法施行令の一部改正）  
 第十三條 沖繩振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。  
 第三十二條の二第四号イ中「障害児通所支援事業」の下に「居室訪問型児童発達支援又は」を加える。

（独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正）  
 第十四條 独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。  
 第二条第五号中「又は同条第十五項」を、「同条第十五項の就労定着支援、同条第十六項の自立生活援助又は同条第十七項」に改め、同条第七号中「第五条第六項」を「第五条第十八項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十八項」に改める。

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正）  
 第十五條 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「同条第五項」の下に「規定する居室訪問型児童発達支援又は同条第六項」を加え、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第六号中「ものに限る。」の下に「自立生活援助」を加え、「同条第十六項」を「同条第十八項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十八項」に改める。

